

別添3

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年1月16日医政発0116

第1号) (抄)

【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 改正の内容</p> <p>4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 管理者要件の対象となる病院 地域医療支援病院とする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2 改正の内容</p> <p>4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 管理者要件の対象となる病院 <u>地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院</u>とする。</p> <p>なお、この具体例としては、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医師少数区域等における巡回診療</u></li> <li>・<u>医師少数区域等の病院等への医師派遣</u> <u>(代診医の派遣を含む。)</u></li> <li>・<u>総合診療の部門を備えた上でのプライマリ・ケアに関する研修・指導</u></li> </ul> <p>(2) (略)</p>